

受付	個人質問	第	号
	令和 年 月 日	時	分

一般質問＜個人＞発言通告書

令和6年5月27日

長久手市議会議長 殿

長久手市議会議員 にしだ亮太

会議規則第59条第2項の規定により下記のとおり通告します。

	質問事項及び要旨	備考
1	会計年度任用職員に対する人事評価について 本市は令和2年度から、会計年度任用職員に対しても人事評価制度を採用している。3段階の評価方式があるとのことだが、評価者が勤務地に常駐していない場所で勤務している会計年度任用職員に対して、どのように人事評価を行っているのか。	
2	市内の小中学校について (1) 現在、市内の小中学校では原則毎週日曜日及び祝日、中学校では原則毎週水曜日、金曜日及び土曜日に限り、規定の条件を満たす団体を対象に体育館を開放している。どのような理由で体育館を開放する曜日を限定しているのか。 (2) 全曜日夜間の体育館開放をしていない理由は何か。 (3) 地球温暖化を超えて地球沸騰化とも呼ばれる昨今の状況を鑑みると、市内の小中学校にもウォーターサーバーの設置を検討するべきだと考えるが本市の見解を伺う。	
3	第2次多文化共生推進プランに基づく施策について (1) これから新たに転入される外国人市民向けの窓口機能の充実と情報提供について伺う。転入されてきた外国人	

	市民に対し、生活に必要な情報（ゴミ出しのルールや災害時の避難所等の案内）を提供し、理解してもらうことが重要であると考え。現在、転入者に対しどのような周知案内を行っているのか。 (2) 居住年数に限らず、外国人市民を対象に本市から定期的に送付しているものはあるのか。 (3) 日本人と外国人市民との交流を阻む要因の一つとして言語の問題があり、地域住民間の交流を困難にしている側面があると考え。言葉の壁や文化の違いから外国人市民によるルール違反に対し注意の仕方が分からない、自治会のイベントへ誘いたい誘うことができないといった声が挙がっている。あくまで一例であるが人間関係を円滑に進めてもらうため転入の初期段階から希望する外国人市民に対しては、市職員から自治会長等と直接結びつける等のマッチング制度の確立をすべきであると考え本市の見解を伺う。 (4) 本市では小学校の外国人児童生徒数が2020年以降30人前後で推移している。多文化共生事業の取り組みは外国籍児童に対してのみ行われるものでなく、学校という生活空間で共生していく日本人児童に対しても多文化共生の考えを伝えることが重要であると考え。国際理解や人権意識の醸成、多文化共生推進プランの目標達成のため、日本人児童に対してどのような教育活動をしてきたのか、また今後日本人児童に対し具体的にどのようなアプローチを行っていくのか。 (5) 外国人市民はその国籍や出身地方によって独自のコミュニティを形成する傾向にあり、コミュニティの形成を要因として、日々の困りごとが吸い上げにくい状況にあると考え。第2次多文化共生推進プランに基づき、今年度以降具体的にどのように困りごとの掘り出しを進めていくのか見解を伺う。 (6) 愛・地球博20周年記念事業を来年度に控え、開催都市である本市の役割は多分にあると考え。20周年記念事業に向けて本市の事業目標や実施事業について考えているものはあるか。	
4	N-バスについて なぜ市役所が各路線の拠点となっているのか本市の見解を伺う。	